

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「外部被ばく線量測定業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2025年 4月 1日 から 2026年 3月31日
- (5) 作 業 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：イイズミ ジュンコ
担 当 者 名：飯泉 順子
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2025年 2月25日(火) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
 - ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2024年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2025年 2月 5日

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2025年2月5日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「外部被ばく線量測定業務」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メ ー ル

様式-1別添

「公募説明書」記載の通り、2月25日
までに契約課まで提出下さい。

資格要件確認書

回答期限	2025年2月28日(六ヶ所センター必着)					
契約番号:	312-003、312-004		請求元課室:	安全管理課		
契約件名:	外部被ばく線量測定業務		購買区分:	A・B		
参加者名:			評価結果:	合格、不合格(下記の通り)		
評価項目	確認項目	証明資料	センター記入欄			
			判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 施・管理体 制等 ※購買品区 分A・Bは必 須(共通項 目)	1.1 業務の実 施体制	① 業務の実施に十分 な人員数及びスキル (業務遂行に必要な有 資格等)が確保されて いること。	実施体制図(契約 案件の関連部署の み)			請求元 課室長
		② 必要な業務分担(設 計開発、製造、調達、 試験、検査、保守、設 置工事、品質保証等) 及び管理体制(品責、 作業管理者等を含む) がとられていること。	受注者及び発注先 のISO9001 認証書 (附属書含む)又は 品質保証計画書な ど			請求元 課室長
	1.2 品質管理 及び情報 セキュリ ティ体制	受注する製品及びサー ビスを要求項目に沿っ て提供できる品質管理 システム(設計・開発を 含む)が確立しているこ と。	受注者のISO9001 及びISO/IEC27001 認証書(附属書含 む)又は品質保証計 画書など			請求元 課室長
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む)ま たは地方自治体の入札 参加資格を有すること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプライ アンス	① コンプライアンス違 反の有無(有の場合は どのように改善した か。)	無・有(改善内容 を別添)			請求元 課室長
		② 不適合事象の有無 (有の場合はどのように 改善したか。)	無・有(改善内容 を別添)			請求元 課室長
	1.5 安全文化 の育成	原子力安全を第1に考 え、安全文化の育成・ 維持に努めていること	安全文化育成の教 育・訓練実績が確 認できる資料等			請求元 課室長

2 技術確認事項 ※仕様書の要求事項に応じ技術的な確認事項を定めること。本シートは、その例を示す	2.1 技術能力の確認					
	2.2 技術設備の確認	個人線量計を測定する設備を有していること。	試験設備一覧、トレーサビリティ、マニュアルなど			請求元 課室長
	2.3 設計開発の確認					
	2.4 物品の実績の確認					
	2.5 その他の確認	供給者の品質管理システムについて品質監査できること。	品質監査受検実績表(指摘や気付事項有無の明記)など			請求元 課室長
注) 参加者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。						

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄			
				判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 管理体制等		※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 数及びスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。		
		開発を含む)が確立している こと。 ② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	○○資格証(写) □□証明書				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3)	① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の 確認						
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1)	の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1)	① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表			

本書は、案件ごとに記入してください。
 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書
 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提
 出期限までにメールまたはFAXにて提出し
 てください。

複数例示された資料から選
 択する場合は提出する資料
 名を○で囲んでください。

例示された資料と提出資料が異なる
 場合は実際の資料名に訂正してくだ
 さい。

外部被ばく線量測定業務

仕様書

2025 年度

公益財団法人核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 契約範囲及び業務内容	1
4. 納入場所	2
5. 実施期間	2
6. 提出書類	3
7. 検収条件	3
8. 契約不適合責任	3
9. 適用法規・規定等	3
10. 特記事項	3

1. 件名

外部被ばく線量測定業務

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下、「センター」という）六ヶ所保障措置センター（以下、「六ヶ所センター」という）の放射線業務従事者が管理区域内において使用する個人線量計の測定業務等の仕様について定めたものである。

3. 契約範囲及び業務内容

(1) 契約範囲

1) 個人線量計の発行

- ① 外部被ばく測定用個人線量計 109 個
(内訳)
 - a) 六ヶ所保障措置分析所用 : 47 個
 - b) 再処理施設用 : 51 個
 - c) その他施設用 : 11 個
- ② 手部被ばく測定用個人線量計 (等価線量) . . . 22 個
- ③ 水晶体被ばく測定用個人線量計 (等価線量) . . 22 個

2) 個人線量計の測定及び測定結果の報告

- ① 外部被ばく測定用個人線量計 109 件
- ② 手部被ばく測定用個人線量計 (等価線量) . . . 22 件
- ③ 水晶体被ばく測定用個人線量計 (等価線量) . . 22 件

なお、1) 及び 2) は、六ヶ所センターの業務の都合により増減することがある。

(2) 業務内容

1) 個人線量計の発行

- ① 個人線量計の仕様は以下のとおりとする。
 - a) 外部被ばく測定用個人線量計 (実効線量、等価線量)

測定線種	X・γ線、β線、中性子線が測定できること。	
測定線量	X・γ線	1cm線量当量、70μm線量当量が測定できること。
	β線	70μm線量当量が測定できること。
	中性子線	1cm線量当量が測定できること。
エネルギー範囲	X・γ線	10keV～10MeVが測定できること。
	β線	130keV～3MeVが測定できること。
	中性子線	0.025keV～15MeVが測定できること。

b) 手部被ばく測定用個人線量計(等価線量)

測定線種	X・ γ 線が測定できること。
測定線量	70 μ m 線量当量が測定できること。
エネルギー範囲	16keV～3MeV が測定できること。

c) 水晶体被ばく測定用個人線量計(等価線量)

測定線種	X・ γ 線、 β 線が測定できること。	
測定線量	3mm 線量当量が測定できること。	
エネルギー範囲	X・ γ 線	10keV～10MeV が測定できること。
	β 線	130keV～3MeV が測定できること。

- ② 受注者は、六ヶ所センター安全管理課が提示する使用数量及び使用者の情報を基に、翌月分の個人線量計(使用者の氏名を記載したもの)を発行し、毎月 25 日までに 4. に示す納入場所に納入すること。

2) 個人線量計の測定及び測定結果の報告

受注者は、前月に使用した個人線量計を回収し、六ヶ所センター安全管理課が提示する使用者の情報を基に、実効線量及び等価線量を測定すること。また、以下に示す項目を含めた測定結果報告書を作成し、提出すること。

- ① 使用者氏名
- ② 使用期間(開始日及び終了日)
- ③ 実効線量測定値(mSv)
- ④ 等価線量(水晶体、皮膚、手部)測定値(mSv)

4. 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 504-36
六ヶ所センター内指定場所

5. 実施期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

6. 提出書類

受注者は、以下の書類を提出時期までに六ヶ所センター安全管理課に提出すること。なお、承認返却が必要な書類については受注者が準備すること。

資格要件確認時に提出した書類と相違ない場合は提出を不要とする。

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1部
2	終了届・検査調書	翌月21日まで ^{*1}	1部
3	測定結果報告書	毎月21日まで ^{*1}	3部 ^{*2}
4	打合せ議事録	打合せ終了後速やかに	1部

*1 21日が祝休日の際の提出時期については別途六ヶ所センター安全管理課と調整すること。

*2 手部被ばく測定用個人線量計の測定結果報告書の提出部数は1部とする。

7. 検収条件

受注者は、6.に示す書類を提出すること。六ヶ所センターは、終了届・検査調書により、本仕様書に定める業務の終了を月毎に検収する。

8. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

9. 適用法規・規定等

日本産業規格（JIS Z 4345:2017、JIS Q 17025:2018）

10. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載されている物品について、法令等に基づく届出等の必要がある場合は、その内容及び方法について調査し、情報を提供すること。

- (2) 本業務における料金は、個人線量計1個あたりの発行、測定及び測定結果の報告について、センターと受注者が合意した一定の額とし、受注者はその料金で実施すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施により得られた情報は機微情報として受注者が責任をもって管理し、第三者に開示してはならない。ただし、日本原燃株式会社からの依頼により測定結果を日本原燃株式会社へ提供する場合はあらかじめ六ヶ所センターへ連絡すること。
- (4) 受注者は、必要に応じ、六ヶ所センターが実施する品質監査（技術的能力、品質マネジメント体制等に関すること）を受けること。
- (5) 受注者は、本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。

以上